

## 第 25 回環境政策会議（議事要旨）

日時：平成 22 年 5 月 26 日（水） 13 時 15 分～14 時 00 分

場所：衆議院第 1 議員会館 民主党 A 会議室（地下 1 階）

議題：（1）地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法制度について  
（2）第 12 回日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM12）の結果について  
（3）その他

<大臣より挨拶>

<（1）、（2）について資料説明>

～以下、主な意見及び回答～

<（1）地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法制度について>

○生物多様性保全上重要な土地の取得に対する国の援助について、資料（法制度概要）を見ると、あっせんや必要な情報の提供が主なもののようだが、実際には、税制優遇や補助金等のアメが必要であると考えているが、いかがか。

【田島環境副大臣からの回答】

・例えば、里地里山にある土地の相続税の支払いのためにその土地を物納する場合、生物多様性保全上の価値が高くても、低く見られる「劣後財産」扱いになっている。今後は、生物多様性保全上の価値を税制においても考慮できるような制度を目指して、今後の税調において議論させていただきたい。

【自然環境局長】

・生物多様性保全上重要な土地の買取りを実際に行っている団体からは、もう少し国に活動の PR をしてほしいという要望や、税制優遇措置を設けてほしいという要望が出ている。年末の税制改正要望に向けて、検討していきたい。

○里地里山以外にも、例えば都会にも鎮守の森のように豊かな自然が残された場所があり、相続税支払いのために更地にしたり分割したりという問題がある。こういった場所についても同様に考えてほしい。

**【田島環境副大臣からの回答】**

- ・他の議員の先生からもお話があったところであるが、国土交通省所管の話となるので、今後、同省とも調整していきたいと考えている。

○所有者不明地に関する施策について、内容をより詳細に教えてほしい。また、中国資本により日本の森林が買い占められているという話を聞いており、これについても対策をとる必要があると考えるが、いかがか。

**【田島環境副大臣からの回答】**

- ・森・山・田畑において、所有者が不明であるために手入れができないという土地が多くあり、このような土地でも活動できるような制度を構築したいと考えているが、憲法（所有権）に係る話であり、法制局とも調整してきたが、具体的な制度の提案までには至っていない。今回の法案では、今後とも制度の検討を進めていきたいという意思表示をするもの。

**【大谷環境大臣政務官からの回答】**

- ・海外資本による日本の森林の買収について、林野庁にも確認してみたが、実際にはそのような事実はなかったと聞いている。

○法制度の資料中、第14の国等の援助等について、保全活動は財源がないと行ってもらえないというのが現状であり、財政的な支援がないと厳しいのではないか。

**【自然環境局長】**

- ・おっしゃる通りである。財政上の支援の必要性について、我々も同感である。今後は、予算要求で頑張っていきたいと考えている。

<（2）第12回日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM12）の結果について>

○「環境協力に係る日中韓三カ国共同行動計画」の19について、「…費用対効果の高い、プロジェクトベースの、そして相互便益のある温室効果ガス排出削減に貢献する協力活動を促進し、その協力活動の効果を適切な方法で評価する。」とはどういう意味か。前向きに読んでいいのか。

**【小沢環境大臣からの回答】**

- ・東アジア共同体という中で出したところ。「適切な方法で評価」はクレジットの形を想定。

○越境汚染について、海ゴミだけでなく、日本沿岸で見られるエチゼンクラゲの大量発生のような例での、中国の海洋汚染への対策を申し入れたい。

**【小沢環境大臣からの回答】**

・エチゼンクラゲの例は出ていなかったが、海洋汚染についてもしっかりうけとめてやっていきたい。

○口蹄疫対策のため殺処分された家畜の処分地として国立公園や環境省所管地を使うことはできないのか。

**【田島環境副大臣からの回答】**

・官邸から口蹄疫についての話は聞いているが、国立公園等を処分地として利用するということにはなっていない。

・里地里山に生息するイノシシやシカが感染の媒介になるのではないかと、という報道があるが、英国に口蹄疫が発生した際にも、野生動物が媒介となって感染が拡大したということにはなっていない。環境省においても現地のレンジャーに巡視させるなど、慎重な対応はとっている。ただし、風評の問題があり慎重に対応している。また、本来、家畜の死骸は廃棄物処理法における産業廃棄物に該当するが、今回の殺処分された家畜は、その特例として産業廃棄物として取り扱われていない。

**【自然環境局長】**

・口蹄疫は、国立公園等からは離れたところで主として発生しており、また、国有林地でも傾斜地は埋めにくいという事情もあることから、副大臣が申し上げた状況となっている。

○大阪のアスベスト訴訟判決について、環境省としての所感を聞かせてほしい。

**【田島環境副大臣からの回答】**

・今回の判決では、厚生労働省部分のみが敗訴し、一般環境に係る環境省部分については勝訴という結果になったが、勝訴したということを手放しで喜べるものではない。アスベスト被害者への救済制度の在り方について、必要な法制度の見直しも含め、厚生労働省とも連携を取りながら、検討していきたい。

以上